

令和8年度 三鷹市総合教育相談室 会計年度任用職員募集要項

三鷹市教育センター内に設置されている総合教育相談室において実施する教育相談、就学相談及び教育支援等に係る業務に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 募集内容

職 名	受 験 資 格	募集人数
	職 務 内 容	
教育相談員	次のいずれかに該当する方 (1) 公認心理師 (2) 臨床心理士 (3) 大学又は大学院において心理学及びその他関係学科を履修し、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方 <u>※スクールソーシャルワーカーとしての実務経験を有する方なら尚可</u>	若干名
	児童、生徒、幼児及び保護者に対する教育相談並びに他機関との連携に関すること。	
教育相談専門員	次のいずれかに該当する方 (1) 公認心理師 (2) 臨床心理士 (3) 社会福祉士 (4) 精神保健福祉士 (5) 大学又は大学院において心理学及びその他関係学科を履修し、臨床心理に関して特に高度な専門的知識及び経験を有する方 <u>※スクールソーシャルワーカーとしての実務経験を有する方なら尚可</u>	若干名
	児童、生徒、幼児及び保護者に対する教育相談並びに他機関との連携に関すること。 教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言に関すること。 <u>※教育相談員やスクールカウンセラー等に専門的見地から指導及び助言ができる方</u>	
就学相談員	次のいずれかに該当する方 (1) 教育職員免許(幼稚園教諭を除く。)を有し、学校教育に関係のある職の実務経験が10年以上ある方 (2) 大学又は大学院において心理学及びその他関係学科を履修し、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方 <u>※発達検査(WISC-V)の実施経験を有する方(㈱日本文化科学社の公表する「使用者レベルC」相当の方)なら尚可</u>	若干名
	児童、生徒、幼児及び保護者に対する就学相談並びに他機関との連携に関すること。 ※(2)に該当する方については、就学等相談対象児へ発達検査を実施し、そのアセスメントを踏まえた相談の実施が主な職務内容となります。	

スクール カウンセラー	次のいずれかに該当する方 (1) 公認心理師 (2) 臨床心理士 (3) 教育職員免許(幼稚園教諭を除く。)を有し、教育相談担当者の実務経験が5年以上ある方 (4) 大学又は大学院において心理学及びその他関係学科を履修し、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方	若干名
	児童及び生徒へのカウンセリング並びに教職員及び保護者へのカウンセリング等に関する助言及び援助に関すること並びに他機関との連携に関すること。	

※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験することができません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年を経過していない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 任用期間

令和8年4月1日 若しくは 採用日 から 令和9年3月31日 まで

※勤務成績等により公募によらない再度の任用をすることがあります。

3 勤務条件等

(1) 勤務地及び勤務時間

職 名	勤務地及び勤務時間等
教育相談員	三鷹市教育センター 午前8時30分から午後5時まで（実働）7.5時間 月～土のうち週4日勤務
教育相談専門員	三鷹市教育センター 午前8時30分から午後5時まで（実働）7.5時間 月～金のうち週4日勤務
就学相談員	三鷹市教育センター 午前8時30分から午後5時まで（実働）7.5時間 月～金のうち週4日勤務
スクール カウンセラー	学園配置（三鷹市立小学校2校、中学校1校） 午前8時30分から午後5時まで（実働）7.5時間 ※勤務校により勤務時間が異なる場合があります。 月～金のうち週3日または週4日勤務

※三鷹市では職種によりソーシャルワーク機能が付与されており、必要に応じて学校や児童・生徒宅及び関係諸機関への出張が発生する場合があります（旅費支給）。

(2) 休暇及び社会保険等

休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、母子保健休暇、産前産後休暇、出産介護休暇、育児参加休暇、妊婦通勤時間、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇 (無給) ドナー休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業
社会保険・労働保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・災害補償制度の適用あり

4 報酬及び手当

(1) 月額報酬（令和7年4月時点）

職 種	週 3 日	週 4 日
教育相談員	—	224,000円
教育相談専門員	—	226,800円
就学相談員	—	224,000円
スクールカウンセラー	168,000円	224,000円

※ 月額報酬以外に、別途交通費を月150,000円以内で支給します。

※ 報酬改定等の状況により、採用時までに変更になる場合があります。

※ 勤務日数により月額報酬は異なります。

(2) 手当

一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤勉手当を支給します。

※ 常勤職員の給与改定の状況により、報酬等は改定される場合があります。

5 申込方法等

(1) 申込期間

令和7年11月10日（月）～令和7年12月7日（日）

(2) 申込方法

申込みフォーム（LOGOフォーム）よりお申し込みください。

URL: <https://logoform.jp/form/ejBZ/1283238>



(QRコード)

6 申込時にアップロードが必要な書類

書 類 名	備 考
顔写真	写真（縦4×横3程度の比率、6か月以内に撮影）を貼付してください。（ファイル形式：jpeg）

7 採用候補者の選考方法

(1) 論述試験（第1次選考）

申込時に提出されるレポート（小論文）を対象とします。

可否通知は、届出のあった メールアドレス宛に送信します。

(2) 面接試験（第2次選考）

第1次選考の合格者のみに実施します（令和8年1月中旬頃）。詳細は合格通知の際にお知らせします。

合否通知は、届出のあったメールアドレス宛に送信します。

(3) 採用候補者名簿への登載

面接試験の合格者は「採用候補者名簿」に職種別・成績順に登載されます。

採用候補者名簿の有効期間は「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」です。

8 採用について

(1) 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をします。その際に採用日、勤務日等の具体的な勤務条件を調整させていただきます。

(2) 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は、採用を辞退するか判断していただきその旨、書面にて回答していただきます。

なお、採用を辞退された場合は、採用候補者名簿から削除されます。

(3) 採用

採用に応じる書面を提出した場合、内部での諸手続きを経て指定された期日付で採用となります。

(4) 名簿登載期間の満了

採用候補者名簿の登載期間が満了した場合、原則名簿から削除されます。

9 留意事項

本募集は、令和8年度予算が成立することを前提とした内容となっているため、諸般の事情により募集内容の変更・中止または、採用の取り止め等をする場合がありますので、予めご承知おきのうえお申し込みください。

10 申込先及び問合わせ先

三鷹市教育委員会事務局 教育部学務課総合教育相談係
〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目11番7号
電話番号0422-29-9865（直通）